

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信

第27号 平成31年4月

経営計画作成セミナー

小規模事業者持続化補助金とは、小さな会社の販路開拓を応援するため、経営計画に基づいて実施する販路拡大の取り組みに対して上限50万円（補助率2/3）を補助する制度です。今回のセミナーでは、申請書のポイントをわかりやすくご説明します。

日 時：平成31年4月9日（火）・16日（火）
午後7時～9時 ※2日間ご参加ください。

場 所：飯坂町商工会

受講料：無料

対 象：商工会地区で事業を営む小規模事業者の方

	常時使用する従業員数
卸売業・小売業・サービス業	5人以下
製造業・建設業・その他	20人以下

申込期限：平成31年4月5日（テキスト準備の都合上）

申し込み：飯坂町商工会 542-3568 までご連絡下さい。

消費税軽減税率対策セミナー

2019年10月より消費税率引上げ（10%）と軽減税率制度の導入が予定されています。この制度が導入されると、日々の記帳や商品管理など事務負担の増大が予想されます。特に食品を取扱う事業者の方は、税率ごと（8%、10%）の商品管理やレジ・受発注システムの整備が必要になることから早めの対応が必要です。

今回のセミナーでは、消費税軽減税率制度の概要や日々の業務、レジ補助金等についてわかりやすく説明いたしますので、レジ導入を検討している方や消費税に対する理解を深めたい方は是非ご参加ください。

また、第2部といたしまして、キャッシュレス社会の現状や今後の取り組み、補助制度等につきましてもわかりやすく説明いたしますので、併せてご出席ください。

日 時：平成31年4月18日（木）

第1部	午後2時～4時	消費税軽減税率制度 レジ補助金
第2部	午後4時～4時45分	キャッシュレスセミナー PayPay 説明

場 所：飯坂町商工会

受講料：無料

申込期限：平成31年4月12日

申し込み：飯坂町商工会 542-3568 までご連絡下さい。

働き方改革！

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます。概要は以下のとおりです。

(1) 時間外労働の上限規制が導入されます

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的又は特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

【施行：2019年4月1日～ ※ 中小企業は2020年4月1日～】

(2) 年次有給休暇の確実な取得が必要です

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

【施行：2019年4月1日～】

(3) 正規雇用者と非正規雇用者の間の不合理な待遇差が禁止されます

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

【施行：2020年4月1日～ ※ 中小企業は2021年4月1日～】

詳しくは、福島労働局HPトップページをご覧ください。

所得税法改正のあらまし

次の項目が2020年分の所得税の申告から適用されます。※一部抜粋

(1) 基礎控除の引上げ

基礎控除の控除額が48万円（現行38万円）に引き上げられます。

(2) 給与所得控除・公的年金控除の引き下げ

給与所得控除は、控除額が一律10万円引き下げられ、最低保障額は55万円（現行65万円）になります。

公的年金等控除は、控除額が一律10万円引き下げられ、最低控除額は65歳未満60万円（現行70万円）65歳以上110万円（現行120万円）になります。

(3) 青色申告特別控除の見直し

給与所得控除の引き下げに連動し、正規の簿記の原則により取引を記帳している人に適用される青色申告特別控除65万円は55万円になります。あわせて、現行の65万円控除の要件に加えて、イータックスによる電子申告または電子帳簿保存をおこなう場合に適用する新たな青色申告特別控除65万円が新設されます。